

鳥取県教育支援チームについて

1 教育支援チーム設置の経緯

平成 25 年の学校教育法施行令の改正により、就学基準に該当する障がいのある児童生徒等は、原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みから、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ改められました。

これに伴い、就学先を検討する中で、市町村教育委員会と本人・保護者の合意形成が困難な場合等に専門的な立場から教育的ニーズを整理し、助言等を行う「鳥取県教育支援チーム」を平成 27 年 9 月に立ち上げました。

2 目的

鳥取県教育支援チームは、本人・保護者、学校、市町村教育委員会が就学先や学びの場を検討する中で、学校教育法施行令 22 条の3に該当する(又は該当する可能性のある)ケースについて合意形成が困難な場合等に、市町村教育委員会又は県立特別支援学校からの依頼に応じて専門家を派遣し、相談・助言を行います。また、市町村における教育支援委員会等への助言・支援を行います。

3 構成メンバー

医師、看護師、臨床心理士、特別支援学校教員、指導主事、有識者

4 派遣方法

派遣するメンバーについては、市町村教育委員会あるいは県立特別支援学校からの依頼に応じて教育長が決定します。

5 備考

- ・教育支援チームの庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において行います。
- ・詳細については、県教育委員会事務局特別支援教育課から発出される通知をご確認ください。